

# 国民年金

「二十歳から  
もしも」に備えて



もしも障がいを負つたら…  
もしも家計を支える人が亡くなつたら…  
未来は誰にもわからないから  
自分のために、大切な人のために  
備えることが大切です。

国民年金は日本国内の20歳以上60歳未満のすべての方に加入の義務があります。  
支払いが困難な方には「保険料免除制度・納付猶予制度」が設けられています。  
また、学生の方には「学生納付特例制度」が設けられており、この承認を受けている期間も  
障害基礎年金の対象となります。つまり、申請をしている期間は保険料の支払いは不要ですが  
もし病気や怪我で障がいを負ったときにお金を受け取ることができる制度です。  
国民年金について知り、制度をうまく活用してもしもに備えましょう。

詳しくは

わたしとみんなの年金ポータル

検索